

## 若狭町農業経営改善計画認定審査委員会設置要領

### 第1 設置

この要領は、若狭町農業経営改善計画認定要領第3の規定に基づき、若狭町農業経営改善計画認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

### 第2 組織

- 1 審査委員会の委員は、次に掲げる者で構成し、町長が委嘱する。
  - (1) 若狭町農林水産課長
  - (2) 若狭町農業委員会会長
  - (3) 福井県嶺南振興局農業経営支援部技術経営支援課（普及指導員主任）
  - (4) 福井県嶺南振興局二州農林部技術経営支援課（普及指導員主任）
  - (5) 敦賀美方農業協同組合三方五湖基幹支店営農担当主任
  - (6) 若狭農業協同組合上中総合支店営農課長
  - (7) 若狭町認定農業者協議会会長
  - (8) 若狭町認定農業者協議会副会長
  - (9) その他委員長が必要と認める者（学識経験を有する者）
- 2 委員の任期は、前項に掲げる者の在職期間とする。

### 第3 役職

- 1 審査委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、若狭町農林水産課長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

### 第4 会議

- 1 審査委員会は、委員長が必要に応じ適宜召集する。
- 2 審査委員会の議長は、委員長が兼務する。

### 第5 審査事項等

- 1 審査委員会は、次に掲げる事項を協議及び審査する。
  - (1) 農業経営改善計画の認定等に関すること。
  - (2) その他農業経営改善計画の認定等に当たり必要な事項に関すること。
- 2 審査委員会において、審査事項等を協議及び審査したときは、速やかに町長へ報告するものとする。

## 第6 是正指導

審査委員会は、第5の1の協議及び審査に当たり、特に必要があると認めるときは、是正の措置を講ずるよう指導することができる。

## 第7 事務局

審査委員会の事務局は、若狭町農林水産課に置く。

## 第8 その他

この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会で協議して定める。

### 附 則

この要領は、平成22年7月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、平成23年3月17日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成24年1月20日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成25年4月10日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成26年1月6日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成27年1月5日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成29年5月29日から施行する。